. 韓国の取組の特徴と日本への示唆

韓国における女性の国会への参画推進と我が国への示唆点

筑波大学システム情報工学科准教授 高安 雄一

はじめに

韓国では従来国会議員に占める女性比率は数%という低い水準で推移してきた。しかしながら 2000 年の第 16 代国会議員選挙では 5.9%、2004 年の第 17 代選挙では 13.0%と急速にその比率を高めてきた。そしてこの背景には国会議員選挙の比例代表における女性に対する割当制(以下クォータ制とする。)の導入及び拡充がある。本稿では、 クォータ制の歴史、 クォータ制の導入及び発展を実現せしめた主体と環境、 クォータ制が直面する限界を示した上で、 韓国の経験から日本が得ることができる示唆点を示すこととしたい。

1. クォータ制導入とその発展

(1) クォータ制導入の経緯

韓国では 2000 年 2 月 8 日に政党法改正案に対する修正案が、国会の本会議において全女性議員と男性議員の計 48 名によって発議された。政党法は同年 1 月 15 日に改正法が提案されたが、当初案にはクォータ制は全く入っておらず、本会議において直接発議され 2 月 9 日に修正案が本会議で可決された。なお議決に際しては、規定が強制規定か否かについて質問があり、強制規定である旨回答があった他は議論のやり取りはなく、275 人中、賛成266、反対 1、棄権 8 で可決に至った¹³⁰。

当初の改正法にはなかったクォータ制がなぜ修正できたのだろうか、その理由は改正案の審議スケジュールにある。改正案は地方自治委員会に付託されたが、審議する時間を取ることができないまま、直接本会議に上程され審議・議決が行われることとなった。まさにその間隙を縫って修正案が出され、大した議論を経ぬまま可決するに至ったわけであるが、もし委員会でじっくりと議論が行われていたら修正案は通らなかった可能性が高いとの指摘がある¹³¹。このように韓国におけるクォータ制はその重要さにも関わらず、憲法に抵触するか否かも含め、議論らしい議論を経ずに可決された。

いずれにせよクォータ制が規定された改正政党法は2月16日に公布、即日施行され、2000

¹³⁰ 議決に際しては賛成及び反対議員の名前が明らかとなる電子投票を採用するよう提案がありこれが受け入れられた。この提案は他の議員が反対し難いようにクォータ制を推進する議員が講じた戦略であったとの指摘があった(国会女性家族委員会チャン・インスク審議官に対する聞き取り調査結果を筆者が要約した)。

¹³¹ 国会女性家族委員会チャン・インスク審議官に対する聞き取り調査結果を筆者が要約した。

年4月の第16代総選挙から適用されることとなった。当初のクォータ制は、「政党は比例代表全国選挙候補者・・・中100分の30以上女性を推薦しなければならない」との規定(政党法31条4項)が根拠になっていた。しかしこの規定は2点において実効性に問題があった。一つは罰則規定がないことである。本会議での質問に対しては強制規制だと答弁しているが、政党が守らなかったとしても如何なるペナルティをも課すことはできない。もう一つは単に比例代表候補者の30%を女性に割り当てるとされていたため、女性が下位に集中すれば、クォータ制の目的である女性の国会への進出は果たせない。そして実際に16代総選挙では、46人の比例代表当選者の中で女性は11人と30%を大きく下回る結果に終わった。

(2) クォータ制改正:問題点の解消

クォータ制は問題を抱えながら船出したわけであるが、罰則規定が無いとの問題点は 2005 年に解消された。2002 年の公職選挙法の改正で、市・道議員選挙(以下では地方議会選挙とする。)の比例代表については、政党が女性候補者を政党法が規定する割合以下しか推薦しない場合、その候補者登録は無効となる規定が置かれた¹³²。しかし国会議員の比例代表についてはこのような規定は置かれなかった。そして遅れること 3 年、2005年8月に可決された改正公職選挙法により、国会議員選挙の比例代表についても、47条3項¹³³が規定する割合(50%)以下しか女性候補を推薦しない場合、その候補者登録は無効となる規定が置かれた¹³⁴(52条1項2号)。

また女性が比例代表名簿の下位に置かれる可能性があるとの問題点も、2005 年の公職選挙法改正で、47条3項に、「この候補者名簿の順位の奇数ごとに女性を推薦しなければならない」との条文が付け加わったことで解消された。そして同規定に対しても52条1項2号の無効規定が適用されることで強制力が付された。

(3) クォータ制改正 : 女性比率の拡大

クォータ制に定められた女性比率は当初 30% であったが、2004 年 3 月に可決された改 正政党法で 50% に高められた。地方議会選挙の比例代表区については既に 2002 年 2 月に

-

 $^{^{132}}$ 当時の地方選挙比例代表に対するクォータ制は政党法 31 条 5 項に規定されていたが、候補者登録の無効規定は同法には置くことができないため、公職選挙法の 47 条 3 項で改めて「政党は比例代表市・道議員選挙の候補者を推薦する時は、政党法 31 条 5 項の規定により女性候補を推薦しなければならない」との規定を置いた上で、同法 52 条 1 項で「候補者登録後以下の各号の 1 に該当する事由がある場合候補者の登録を無効とする。」、同項 3 号 52 条・・・ 3 項の規定による女性候補者推薦の比率や順位を違反したり、・・・。」との規定を置いた。

¹³³ 2005年の公職選挙法改正においては、従来政党法に置かれていたクォータ制の根拠規定が、公職選挙法に移された。

¹³⁴ 国会が地方より遅れた要因としては、 地方議会の方が保守的であったため強制規制を置かなければ規定が守られないとの判断があった、 地方議会は権力が限定的であるため強制条項を置きやすかったとの点が挙げられるとの指摘がある(チャン・インスク審議官に対する聞き取り結果を筆者が要約した)。

50%に高められており、国はそれに2年遅れて追随する形となった。なお2004年の改正 政党法は本会議で可決される前に政治改革特別委員会で議論されている。そこでは、「(目標を)何%にするかは各党が自由に決めるものではないか。このように法で強制する必要があるのか」(1月15日)、「既に各政党は比例代表で女性候補を50%にしているので法にする必要が無い」(1月27日)等の意見が出されたが、ここでもクォータ制自体憲法違反ではないかといった議論はなされなかった。なおクォータ制の根拠条文は2005年8月に公職選挙法が改正される際、政党法から公職選挙法に移された。

(4) クォータ制改正:地域区135における努力義務

2004 年 3 月に可決された改正政党法では、国会議員選挙の地域区に関して、各党に対して女性に対する公認を全体の 30%とする努力義務が課され、これを遵守した政党は政治資金に関する法律に基づいた補助金を支払うこととされた(31条6項)。この制度は 2002 年 3 月の政党法改正で既に地方議会で導入され、2 年遅れで国会議員選挙に対しても導入されることとなった。具体的には、国会議員総選挙の有権者数に 100 ウォンをかけた金額を国会議員選挙が実施される年度に女性推薦補助金の予算として計上し、国会議員選挙及び地方議会選挙の地方区に 30%以上女性候補を立てた政党に対し、国会議員数の比率及び直近の総選挙の得票率で按分した金額を支払うものである。

なお政治資金に関する法律は2006年4月に改正され、国会議員選挙及び地方議会選挙の地方区に女性を5%以上公認すれば補助金を支払えるよう要件を緩和した。具体的には、30%以上女性を公認した政党があれば従来の配分方式を適用するが、そのような政党が無い場合、30%未満15%以上の女性を公認した政党に、女性推薦補助金の半分を上記按分方法で配分し、そのような政党がない場合、15%未満5%以上の女性を公認した政党に対して、女性推薦補助金の30%をやはり上記按分方法で配分するというものである。

(5)憲法問題に関する議論

韓国には憲法裁判を専ら担当する機関である憲法裁判所があり、法律の違憲有無の審査はこの機関が担当する。同裁判所では女性問題に関する法律としては、戸主制に対する違憲判決、公務員試験の軍勤務加算制に対する違憲判決、同姓同本禁婚に対する違憲判決を出している。しかしクォータ制についてはそのような違憲訴訟が全く提起されていないことから、同裁判所による判断が出ていない。また先に示したように、国会審議においてもクォータ制が違憲か否かについての議論がなされていない。よってクォータ制が違憲か否かについては判断することが難しい。なぜクォータ制が憲法裁判所に提訴されていないかにつては、後に述べるように比例代表については明確に不利益を被る主体が存在しないことがあると考えられる。また、女性の代表性が著しく低く政治力が弱かったため、比例代表に係るクォータに関しては男女間で社会的合意がなされていると

¹³⁵ 韓国では小選挙区のことを地域区という。

の指摘もあり136、この社会的合意故に憲法裁判所に提訴されていないと考えることも可 能である。

2. クォータ制導入と発展の原動力

以上で示したように 2000 年にクォータ制が導入されてから、同制度は発展を重ね今の 姿となった。後で指摘するように現状においてもクォータ制は様々な弱点を有している が、世界各国が導入している国会議員に係るクォータ制の中でも先進的な部類に入る水 準にまで発展していると言える。ではなぜ韓国でこのようにクォータ制が発展したので あろうか。これには大きく3つの要因を挙げることができる。一つは女性団体の積極的 な活動、もう一つは 1998 年を境に女性政策が進展する政治環境となったこと、そして少 なくとも比例代表に係るクォータ制への主たる反対勢力が不在であった点である。そこ で以下では、まず女性団体の活動の歴史を見た上で、女性政策が進展する政治環境の変 化について見ていくこととしたい。

(1)女性団体のクォータ制導入と発展に係る活動の歴史

2000年のクォータ制導入時137

韓国では 13 代総選挙(1988年)から、女性の議会進出を有権者や各政党に促す活動が始 まった。そして 14 代総選挙(1992 年)から、韓国女性団体協議会(女協)や女性団体連合 (女連)等有力女性団体138を中心とした各政党への働きかけが活発化した。そのような中、 15 代総選挙(1996年)を前にして、1994年に8月には、女協や女連を含めた56の団体が、 「クォータ制導入のための女性連帯」を結成した。そして総選挙に向けて、セミナーの開 催、女性有権者連盟で 15 代総選挙に備えた各政党の女性政策報告書を発表する等の活動を 行った。ただしこの時期までの活動はあまり実を結ぶことは無く、女性の国会への進出は 進まなかった。

そして 16 代総選挙(2000年)に向けて、女性団体は比例代表の女性候補を全体の 30%以 上とする条文を政党法に入れ込むようロビー活動を行った。またクォータ制導入のための 女性連帯は、新千年民主党、ハンナラ党が、政党法へクォータ制を明示することを合意し たことを歓迎して、その精神を実質的な女性政治参画拡大に結びつくよう 2000 年 1 月に有 力 3 党¹³⁹に対して、更なる要求を行った¹⁴⁰。また女協はクォータ制が反映されていなかっ

¹³⁶ 韓国女性政策研究院の朴宣映博士に対する聞き取り調査結果を筆者が要約した。

¹³⁷ 以下はキム・ウォンフン、他(2004)264-265 頁を参考とした。

¹³⁸ 韓国の女性団体は、1959年に発足した女協と、1987年に21の女性団体が連合して発足した女連が二大 勢力と言える。

¹³⁹ ハンナラ党、新千年民主党、自由民主連合。

¹⁴⁰ 地域区において各政党の女性候補者を 30%以上に義務化する制度の導入や地域区公認時に勝てる選挙 区に女性候補を公認する等かなり大胆な要求も含まれていた。

た改正政党法案が国会に提案された後の 2000 年 2 月 6 日に、政党法へのクォータ制の明文 化を各党へ再要求している。このような政党に対する働きかけが最終的には実を結び、逆 転劇に近い形でクォータ制導入が実現したと考えられる。

2004年のクォータ制発展時141

17 代総選挙(2004年)に先立って政治関連法が改正されクォータ制が大きく進歩を遂げたが、これは総選挙に先立って必ず行われる選挙関連法案の改正にターゲットを絞って女性団体が活発な活動を行った結果と言える。2003 年に結成された総選挙女性連帯¹⁴²は、2003年11 月に国会の政治改革特別委員会¹⁴³に、(a)地域区と比例代表選出議員を2対1にする、(b)比例代表候補者の女性比率を50%に高めた上で奇数を割り当て、これを守らない政党の名簿は選挙管理委員会が受け取らない、(c)政党が地域区公認の30%を女性に割り当てることを義務化する、(d)党内選挙で女性には得票数の20%を加算する制度を各党に勧告して、これを実施した政党には国庫補助金の支給等インセンティブを与える、(e)国庫補助金の10%を女性政治家育成のため使用する等の提案書を提出した。また2004年1月には提案書と署名を、各党の代表者と面談の上で伝達した。そして2004年3月の政治関連法の改正まで、改正過程に密着して議論を監視して圧力をかけた。そして結果として要求のうち(b)と(e)を勝ち取った。

(2) 女性政策が進展する政治環境

女性政策が進展する政治環境が整った最も大きな点は、1998~2003 における金大中大統領(第 15 代)、2003~2008 年における盧武弦大統領(第 16 代)といった、市民運動に支持基盤を置いた大統領が 2 代続いたことであろう。まず金大中大統領の場合、妻である李姫鎬氏が女性運動家¹⁴⁴であり、このような特殊事情もあり女性政策に力を入れた。これは選挙公約からも明らかである。具体的には、金泳三大統領(第 14 代)の女性の政治参画に関連する選挙公約が、女性の政治参与拡大の支援と促進といった抽象的な表現にとどまっていたのに対し、金大中大統領の選挙公約は、各種選挙の比例代表について女性に 30%以上を割り当て、地域区についてもこの趣旨を生かすとの先進的なものであった。韓国においては権限が大統領に集中しており、トップダウンにより政策の実現が可能となる仕組みを有している。両大統領とも市民団体との対話を重視しており、盧武弦大統領については青瓦台秘書室に市民社会主席室を設置するなど、市民団体からの世論収斂に積極的に取り組んだ¹⁴⁵。つまり近年は大統領の強い権限を通じて市民団体は政策決定に参与できるようになり、女性団体が主張する女性政策も実際の政策に反映しやすくなったと考えられる。

143

¹⁴¹ 以下はキム・ウォンフン、キム・ウンギョン (2004) 44-50 頁を参考とした。

¹⁴² 全国 321 の女性団体により結成された。

¹⁴³ この委員会で政党法や公職選挙法が審議される。また政治関連法案の立法作業も行い、2002 年及び 2004 年等の政党法や公職選挙法の改正案は同委員長が提出した。

¹⁴⁴ 女性問題研究所幹事、大韓 YWCA 連合会総務、韓国女性問題研究会会長等を務めた。

¹⁴⁵ 小此木 (2005) 158 頁。

また市民団体は 16 代総選挙 (2000年) から、選挙に際して候補者情報公開運動等を通じ て政治参加するようになった。女連も幹事として参加している総選挙市民連帯は、16 代選 挙に先立って落推・落選運動を積極的に行い¹⁴⁶、選挙において相当の影響を及ぼしたとと もに、その後市民社会が政治的に影響力を行使するのに大きな役割を演じた¹⁴⁷。このよう な市民団体の活動から、各政党も市民団体が掲げる政策を無視しえず、その反映に勤める ようになったと考えられる148。このような中、女性団体の推進する女性政策も各党は無視 することはできず、かなりの部分が反映されたと考えることができる。

また金大中政権時から、女性団体が直接立法府や行政府へ多く参画するようになった。 16 代総選挙(2000 年) においては 16 名の女性議員が国会に進出したが、その一部は女性 団体の幹部であるとともに、女性団体出身ではない女性議員も女性団体と連携を持ちつつ 女性の政治参画拡大のために積極的な活動を行った¹⁴⁹。なお現職議員を見ると、与党であ った大統合民主新党を中心に女連等女性団体の幹部が 7 名いる150。また行政府の幹部とし ても女性団体が直接参画するようになり、女性部の韓明淑長官(初代)、池銀姫長官(第 二代)は女連の元代表である。そしてこれらの動きにより女性団体の主張が直接政策に反 映されることが可能となったということができる。

(3)比例代表に係るクォータ制への主たる反対勢力の不在

クォータ制は比例代表選出議員から男性を押し出すことを意味することから、比例代表 により選出された男性議員が反対勢力になる可能性が考えられる。しかし比例代表に限定 される限り、クォータ制にはまとまった形での反対勢力はいないと考えられる。韓国の比 例代表選出議員は各分野の代表といった性格を有しており、原則的には一期のみ選出され る。よって多選により長年影響力を発揮しようとする政治家は地域区から立候補する。こ れはクォータ制が比例代表にとどまる限り、男性議員は既得権益を侵害されないことを意 味する。後に示すが地域区に係るクォータ制がこれほど女性団体から要求されながら努力 義務にとどまっている理由は、地域区に係るクォータ制により明確に不利益を被る男性議 員がおり、その反対が大きいためと考えられる。

¹⁴⁶ 総選挙女性連帯も、16代国会会議録を基に、両性平等関連法案や政策への賛否、女性を卑下した発言 の有無、家父長的な発言有無等を基準に、2004年2月に8名の公認不適格候補者名を発表した。しかし公 認不適格候補者の落選率は極めて低かった。

¹⁴⁷ 金永来 (2005) 165 頁。

¹⁴⁸ 金永来 (2005) 165-166 頁にかけて、市民団体の落薦・落選運動は、政界に選挙法と改革立法の改正に おいて市民の違憲を考慮するように圧力を行使し相当な成果を得た点、2000年2月16日に改正された選 挙法には市民団体の意見が相当反映されている点が指摘されている。

¹⁴⁹ 韓国女性政策研究院のキムギョンヒ博士に対する聞き取り調査結果を要約した。

¹⁵⁰ 国会ウェブサイトの議員経歴を調査した結果である。

3. クォータ制が直面する問題点

(1) 国会議員女性比率上昇の限界

クォータ制の導入により比例代表については女性に奇数順位が割り当てられ、事実上 50%以上の当選が確実となった。しかし韓国の国会議員選挙においては、比例代表で選出される議員比率は少数である。その比率は選挙毎に変動するが、直近の 17 代総選挙 (2004 年)では比例代表選出議員数が 56、地域区が 243 と、比例代表は全体の 18.8%に過ぎず、大多数を占める地域区での女性の当選数は 10 名と 4.1%に過ぎない。これでは全体に国会議員の女性比率は高まらず、17 代総選挙の当選者に占める女性比率は 13.7%にとどまっている。

このように地域区において女性比率が低い理由として、地域区での女性候補者比率が低い点を挙げることができる。まず 16 代 (2000 年) 選挙であるが、女性候補者数は 33 名で全候補者の 3.2%であった。そして 17 代 (2004 年) 選挙では、女性立候補者は前回より倍増した 66 名であるがこれでも全候補者の 5.6%に過ぎない。そして 17 代選挙について政党別に見ると、開かれたウリ党は立候補者の女性比率が 4.5% (243 名中 11 名)、ハンナラ党が 3.7% (218 名中 8 名)、新千年民主等が 4.4% (182 名中 8 人)であり、地域区で当選者を出している政党では民主労働党の 9.8% (123 名中 12 名)が最も高いなど、どの政党も努力義務である 30% に遠く及ばない数字である。

(2)地域区の女性候補者が少ない理由

地域区から立候補する女性が少ない理由、特に有力政党からの立候補者が少ない理由としては、前職者や前回選挙で公認をとったが落選し再起を期して政治活動を継続している者を押しのけて、党の公認を取ることが難しい点が挙げられる。そもそもこれまで女性の公認候補が少なかったことから、地域区で女性候補者が飛躍的に伸びることは構造的に困難であろう。また新しく候補を擁立する場合も女性は政党から敬遠されがちであると考えられる。その理由の一つは、女性は組織力や資金力が無い場合が多く、それらを必要とする韓国の選挙において不利であることがある。また韓国では儒教思想の影響が強く、特に地方を中心に、意識が女性進出に対して保守的であり、女性への投票に拒否反応がある¹⁵¹ことから、当選の可能性が低い¹⁵²ことも理由として挙げることができる。

なお最近は候補者を党内選挙で行う選挙区が増えた。17代国会議員選挙(2004年)で党内選挙を行った選挙区を政党別にみると、開かれたウリ党では公認候補を出した 229 地域区のうち86区(37.6%)、ハンナラ党は228区のうち15区(6.6%)、新千年民主党は217

_

¹⁵¹ 韓国女性政策研究院のキム・ヒョンヒ博士に対する聞き取り調査を要約した。

¹⁵² ただし17代総選挙(2004年)では、立候補者に対する当選率が、開かれたウリ党では女性45.5%であり、男性の53.4%より低いものの健闘し、ウリ党では女性は62.5%と、男性の45.2%より高かった。これは女性の大半が、ソウルや京畿道といった首都圏で立候補しており、女性進出に対してあまり保守的でない地域であったことが一因と考えられる。

区のうち 73 区 (33.6%)であった 153 。これは女性候補者にとって地域区で政党の公認を取るチャンスが広がったと考えることができる。しかし女性は党内選挙で敗北する確率が高くこのチャンスを生かせてはいない。政党別に女性の党内選挙の結果を見ると、開かれたウリ党は 2 名、ハンナラ党はゼロ名、新千年民主党は 2 名が党内選挙で公認されたにとどまった 154 。このように党内選挙により公認される女性の数が少ない背景には、公認申請はするが落ちる女性が多い点があるが、なぜ女性は党内選挙において落選率が高いかをアンケート調査 155 から見よう。アンケートでは党内選挙の過程で女性が脱落する理由を尋ねているが、「政党の文化が女性候補に合っていないため」が 36.4%、「組織と資金の劣勢」が 31.6% と多く挙げられた 156 。

(3)国会議員の女性比率を更に高めるための方策

比例代表制の女性比率を 50%以上にすることはさすがに難しいと考えられるため、国会議員の女性比率を高めるためには、 比例代表による選出議員の比率を高める、 地域区で女性の政党公認を増やす、 地域区での女性の当選率を高めるとの方法が考えられる。

ただし については現実的ではない。確かに国会議員選挙制度を巡る議論としては、小選挙区制と比例代表制により選出される議員数の割合が問題となっている。韓国で小選挙区制を採用されている理由は多数党の乱立を避けるためであるが、それだけでは死票が発生するので比例代表制が並立し導入されている。現在の議席配分は小選挙区制のメリットを重視するためであると考えられ、女性比率を上げるという理由で比例代表制の議席数を増やすという議論は成り立ち得ない。また地域区を減らすことは調整が難しい反面、比例代表区を増やすことは国会議員数の削減との流れに逆行するという点もある。

次に については既に取組が始まっている。先に示したように、公職選挙法と政治資金法により国会議員選挙と地方選挙で地域区に5%以上の女性候補者を立てた政党に対して補助金を配分することとなっている。しかしながら実際はこの規定は効果を挙げておらず、あいかわらず地域区における女性立候補者比率が低い。そこで2007年2月ハンナラ党の文姫議員ら超党派の女性議員を中心とした30名が公職選挙法の一部改正案を発議した。この改正案は47条の規定、すなわち地域区において政党が女性を30%以上公認するための努力義務を強制規定に変更し、この規定に違反した場合を、52条に規定されている候補者登録無効とする事由に加えるというものである。なおこの改正案は政治関連法特別委員会に付託されたが、同委員会の専門委員による検討結果では、「政党の公式選挙の公認候補者全体の30%を女性候補者に絶対に割り当てることは、政党の結社の自由を考慮すると慎重に決定されなければならない」との否定的な意見が付されており、議案が委員会を出ること

¹⁵³ 数字はキム・ウォンフン (2005) 95 頁から引用した。

¹⁵⁴ 注 153 と同じ。

 $^{^{155}}$ 韓国女性開発院は 2003 年に、政治学者、主要政党員、市民団体員、女性団体員に対してアンケートを行った結果 251 名の回答があった。同アンケートについてはキムウォンフン,他(2003) 127-128 頁を参照した。

¹⁵⁶ 数字はキム・ウォンフン,他 (2003) 137 頁から引用した。

は難しい状況である¹⁵⁷。よって各党が自主的に地域区の女性候補比率に目標を掲げる等の 方針を立てることを促していくことが現実的であると考えられる。しかし現在のところこ のような動向を示しているのは民主労働党のみである。

また の地域区で女性の当選率を高めるとの方法である。最もオーソドックスな方法が選挙に勝てるような女性候補者の育成である。これについては政治資金法により国庫補助金の10%を女性政治家の育成のため使うように規定されている(28条2項)。なおその他に女性団体が主張している方法としては、政党ごとに勝てる選挙区があり、そこに女性を公認するよう政党を促すというものである。韓国では近年多少薄れたとはいえ地域主義的な投票が行われている。つまり地域によっては有権者の投票基準が政策や人物ではなく、特定政党に投票が集中するとの現象がある¹⁵⁸。よってその地域で強い政党の地域区候補として女性が立候補すればほぼ確実に当選できる。しかしながらこの方法は法律の規定とすることは不可能であり¹⁵⁹、各党の自主性にまかされる問題とならざるを得ない。またそのような地域区の現職議員は既得権益を手放すとは考えられず、新人の女性が入り込むことは難しいと考えられる。

以上から判断すると、女性議員比率をこれ以上増やすためには、各政党が選挙に勝てる 女性候補者を育成しつつ、その実績を持って自主的に地域区の女性候補比率を高める努力 をすることが現実的な方法であると言えよう。

(4)女性議員の影響力の限界

韓国では比例代表議員は 1 期限りが原則であり、複数回当選を目指すのであれば地域区に転出することが一般的である。2008年2月1日現在の女性議員数は43名¹⁶⁰で、そのうち比例代表議員が33名で全て当選1回であり、残り10名が地域区議員で当選1回が3名、当選2回が3名、当選3回が3名である。つまり韓国では比例代表により選出された女性議員が多いため、当選1回の議員が大多数を占め、複数回当選した議員は6名に過ぎない。そのような中、議員の党内における発言力は当選回数にある程度比例し、また今後も国会議員としての地位を維持する可能性がある地域区選出議員の方が強い影響力を持つことが考えられ、この点から政党で影響力を持てる女性議員は一握りに過ぎないと想定される。

_

¹⁵⁷ 更に国会女性家族委員会チャン・インスク審議官に対する聞き取り調査によると、女性の政治参画が進み、もう積極的措置は必要ないのではないかとの見方が出ており、この点からも改正案が可決されることは難しいと考えられる。

¹⁵⁸ 例えば嶺南地域(慶尚南道、釜山)ではハンナラ党が極めて強く、逆に湖南地域(全羅南道、全羅北道、 光州)では新千年民主党が強い。

¹⁵⁹ そもそも政党が選挙に強い地域との定義からして困難であろう。

¹⁶⁰ 17 代国会議員選挙では 39 名が当選したが、その後、比例代表の繰り上がり当選等により人数が 4 名増加した。

4. 我が国への示唆点

以上のように韓国の国会議員選挙のクォータ制は、比例代表についてはほぼ完成した姿となっている。しかし、地域区では努力義務やインセンティブ規制は定められているものの、あまり機能していない。そして韓国でこれ以上国会議員の女性比率を高めようとする場合は、地道に地域区選挙で勝てる女性候補を育てていくしかない状況にある。しかしいずれにせよ、比例代表については完成されたクォータ制を有しており、国会議員の女性比率をドラスティックにとは言えないまでも、高めていることは事実である。

韓国と日本は程度の差こそあれ儒教の影響を受けており、このような点からは女性の政 治参画に係る環境に一定の類似点がある。しかし韓国でクォータ制の導入に寄与した環境 は日本にはなく、日本において韓国のようなクォータ制が導入される可能性は極めて小さ いと言わざるを得ない。まず韓国でクォータ制が導入された環境の一つはそもそも国会に おける議論が無かったことであるが、日本ではそのような環境下でクォータ制が導入され る可能性はゼロに近い。そして国会の場でクォータ制が議論されれば、違憲が否かに焦点 が当たることは避けられず、クォータ制の内容にもよるが、少なくとも政府から合憲との 判断が出される可能性は低いと考えられる。また韓国では比例代表は 1 期限りが原則であ り、ここに一定比率女性を割り当てても、明確に不利益を被る主体がいないとの環境も、 クォータ制に対する強い反発が出なかった要因の一つであろう。日本では、拘束名簿式比 例代表制を部分的に採用している衆議院にクォータ制導入の可能性があると考えられる。 そして現在では名簿記載数の何%を拘束部分として、何%を非拘束部分とするかについては 政党に判断が委ねられている。しかし一定数を法律で拘束部分としてその一定割合を女性 に割り当てれば、小選挙区選挙における復活率が下がる可能性があり、明確に不利益を被 る主体が出ることとなる。よって日本においてクォータ制を導入すれば、不利益を被る主 体からの反対を受ける可能性が高く、その実現は簡単ではないと考えられる。

さらに韓国では 2 代続けて市民団体の支持に基盤を置く大統領が生まれたことで、女性 団体を含めた市民団体が、大統領のブレーンとしての役割を担った。そしてこの環境も大 きくクォータ制を前進させた。しかし日本では市民団体の意見が政策に反映されることも あるが、韓国ほど強力に意見を反映させる力があるわけではない。

これら全てを総合すると、日本でクォータ制が導入されることは難しいと言わざるを得ない。そのような中、韓国でも地域区におけるクォータ制は日本よりは進んでいるもののほとんど機能しておらず、女性の政治家を育成することが唯一の方策である。しかし韓国においてはクォータ制の影に隠れて注目度が低いが、政党に対する国庫補助金の 10%を女性政治家の育成に使用するような規定も設けられており、地道な政策によって国会議員の女性比率を高めようともしている。日本においても、クォータ制のような短期間で確実に効果を得られる政策のみならず、即効性ないが、長期的には効果が期待できる政策にも目を向け、できるものから早急に実行していくことが女性の国会参画への近道であると考える。

参考文献

金永来[2005]「韓国市民社会の政治参加の特徴と発展課題 2000 年総選挙を中心に」『韓国における市民意識の動態』小此木政夫編 第7章、慶応義塾大学出版社

<韓国語文献>

キム・ウォンフン[2005]「17 代総選挙における女性候補の競選過程と今後の課題」『女性政策フォーラム』2005 年秋号、韓国女性開発院

キム・ウォンフン、キム・ミンジョン、イ・ヒョンチル、キム・ウンギョン[2003]『政党の女性候補者公認拡大方案に関する研究』2003 研究報告書 210-14、韓国女性開発院。

キム・ウォンフン、キム・ウンギョン[2004]『代 17 代総選挙における女性候補の選挙過程 と今後の課題』2004 研究報告書 210-11, 韓国女性開発院

キム・ウォンフン、キム・ヘヨン、キム・ウンギョン 2001] 『解放後の韓国女性の政治参与の現況と今後の課題』2001 研究報告書 210-4、韓国女性開発院